

阿久根市地域公共交通計画策定調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

阿久根市における65歳以上の老年人口割合は、41.8%（令和2年国勢調査）に達し、県平均（32.5%）、全国平均（28.6%）と比較しても高齢化が進行しており、特に市内周辺部の農村地域や中山間地域においては、市街地に比べ一層高齢化が進んでいる状況にある。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域をつくるためには「移動」は欠かせない条件の一つであるが、人口減少による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。

このことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題になることが予想される。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす。

こうした状況を踏まえ、平成23年度に策定した阿久根市地域公共交通総合連携計画の見直しを行い、本市の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を新たに策定し、この計画を基にまちづくり・観光・福祉と連動した持続可能な運送サービスの提供に取り組んでいくこととする。

なお、本業務の実施に当たっては、これまでに他自治体での地域公共交通計画策定等の実績を有し、業務遂行に関する知見、技術、経験、ノウハウ等を持つ事業者において調査業務等を行い、本市独自の資源の有効活用方策についても計画に盛り込めるよう、本業務を委託するのに最も適した事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集を行うこととする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

阿久根市地域公共交通計画策定調査業務

(2) 履行場所

阿久根市内全域

(3) 業務内容

別紙「阿久根市地域公共交通計画策定調査業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(4) 履行期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

(5) 契約上限金額

9,944,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 過去3年（平成31年4月1日以降）以内に、都道府県又は市区町村、地域公共交通に係る法定協議会が発注した地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）策定業務を誠実に履行した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 参加表明書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づく手続をしていないこと。

カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び阿久根市暴力団排除条例第2条（平成24年阿久根市条例第24号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

キ 鹿児島県内に本社、支社又は営業所を有していること。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

(4) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）

① 公募型プロポーザル実施要領

② 仕様書

③ 第1～4号様式（参加表明書、企画提案書提出届、見積書、質問書）

④ （参考資料）事業概要説明書

4 日程

実施内容	日 程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和4年7月29日（金）	
質問書の提出期限	令和4年8月 5日（金）	
質問回答（ホームページへの掲載）	令和4年8月 9日（火）	
参加表明書の提出期限	令和4年8月12日（金） 午後5時15分必着	第1号様式
提案書、見積書の提出期限	令和4年8月18日（木） 午後5時15分必着	第2～4号様式、提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和4年8月25日（木）（予定）	
選定結果の通知・公表	令和4年8月29日（月）	
契約の締結	令和4年9月上旬	

※ 事前説明会は実施しない。

※ 「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

5 質問の受付

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（第4号様式）
- イ 提出期限：4 日程に記載のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず受信を電話で確認すること。
- エ 提出先：k-chiiki@city.akune.kagoshima.jp
阿久根市地域公共交通活性化協議会事務局（阿久根市企画調整課地域振興係）
電話：0996-73-1215
- オ 回答：文書回答（ホームページへの掲載）

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：4 日程に記載のとおり
- (2) 提出方法：電子メール、郵送又は持参
※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。必ず、到達したことを担当者に確認すること。
※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 提出先
〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地
阿久根市地域公共交通活性化協議会事務局（阿久根市企画調整課地域振興係）
- (4) 提出書類

内 容	部 数
① 参加表明書（第1号様式）	正本1部
② 企画提案書提出届（第2号様式）	正本1部
③ 会社案内（任意様式）	正本1部
④ 見積書（総額及び内訳） （総額：第3号様式、内訳：任意様式）	正本1部
⑤ 業務実績一覧（任意様式） ※ 証する書類として、契約書の写しを添付すること。	正本1部
⑥ 提案書（任意様式、A4縦片面10枚以内に収めること。） ※ 別紙仕様書に示す5 業務内容に関する提案を含むこと。	正本1部
⑦ その他書類 ・定款又は寄附行為 ・財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの	正本1部

7 選定方法

- (1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションの実施し、

契約の相手方となる受託候補者と次点者を選定する。

- (2) プレゼンテーションはオンラインで行い、一参加者につき提案時間を20分、質疑応答時間を10分とする。なお、必要に応じて電話又は電子メールでヒアリングを行うことがある。
- (3) 参加者が3者を超える場合については、プレゼンテーションの提案時間を短縮し、又は書類選考を行う場合がある。
- (4) 参加者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価があれば、受託候補者とする。
- (5) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、本市と受託候補者による本業務委託締結交渉が不調となった場合又は都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

8 審査

提案書の審査は、次のとおり行う。

- (1) 審査員それぞれが100点満点で採点し、総合計点について最高点となった者を選受託候補者とし、次点の者を次点者とする。なお、各審査員がつけた評価点で100点満点中60点未満のものがあつた場合は、選定しないこととする。
- (2) 審査項目及び配点

審査項目	主な審査内容	配点
1 業務の内容	・ 業務目的、仕様書の内容を満たした提案となっていること。 ・ 調査方法や調査項目の設定が業務目的を実現する上で、有効であること。	45
2 業務の実施体制	・ 業務を適切に行うことができる体制が整っていること。	15
3 業務についての経験又は技術的適性の有無に関する事項	・ 業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等が十分であること。	15
4 業務に要する経費及びその内訳	・ 業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられていること。	15
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	・ 全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であること。 ・ 関係機関等との円滑な連携が期待できること。	10
合 計		100

- (3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

9 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格要件に該当した場合には、市は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

10 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があったもの
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、協議会事務局（本市）がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書を無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果について、異議申立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。

12 担当窓口

〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地

阿久根市地域公共交通活性化協議会事務局（阿久根市企画調整課地域振興係）

電話：0996-73-1215（直通）